

リスク評価結果の一覧表

【添加物】

| | |
|--------------------------|---|
| L アスコルビン酸 2 グルコシド | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADIを設定する必要がない」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 9 月 25 日府食第 129 号) |
| ステアリン酸マグネシウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADIを設定する必要はないものとする」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 31 日府食第 34 号) |
| リン酸三マグネシウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「安全性の懸念は少ないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 31 日府食第 34 号) |
| 評価関連の特記事項 | 栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。 |
| 酸化マグネシウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 31 日府食第 35 号) |
| 評価関連の特記事項 | 栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。 |
| 炭酸マグネシウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 31 日府食第 35 号) |
| 評価関連の特記事項 | 栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。 |
| 亜硫酸塩類（亜硫酸ナトリウム） | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号) |
| 亜硫酸塩類（次亜硫酸ナトリウム） | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号) |

| | |
|---------------------------|--|
| 亜硫酸塩類（二酸化硫黄） | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号) |
| 亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸ナトリウム） | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号) |
| 亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸カリウム） | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号) |
| メチルヘスペリジン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701018 号 |
| 評価結果の概要 | メチルヘスペリジンの含量規格の改正については、特に安全上の問題はないものとする。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 28 号) |
| タール色素 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701023 号 |
| 評価結果の概要 | タール色素の規格の改正については、特に安全上の問題はないものとする。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 131 号) |
| アセスルファムカリウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた一日摂取許容量 (ADI) を 0 ~ 15 mg / kg 体重 / 日と設定するとの評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 8 月 28 日府食第 69 号) |
| コウジ酸 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701019 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われた「マウスで肝細胞腫瘍の発生が認められ、ラットでも肝発がん性の可能性が示唆され、遺伝毒性については試験結果が錯綜し、明確ではないが、遺伝毒性を有する可能性は低いながらも否定できない」との評価の結果は妥当と考える。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 29 号) |
| 2,3,5,6-テトラメチルピラジン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121004 号 |
| 評価結果の概要 | 2,3,5,6-テトラメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 592 号) |
| グルコン酸亜鉛 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 2 日付け厚生労働省発食安第 1202004 号 |
| 評価結果の概要 | グルコン酸亜鉛の許容上限摂取量 (UL) を亜鉛として 30mg/ヒト/日と設定する。 なお、今回評価を行った UL は成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるとされた。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 589 号) |
| 評価関連の特記事項 | 成人においても、今後、亜鉛の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| グルコン酸銅 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 2 日付け厚生労働省発食安第 1202005 号 |
| 評価結果の概要 | グルコン酸銅の許容上限摂取量(UL)を銅として 9mg/ヒト/日と設定する。 なお、今回評価を行った UL は成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に銅を摂取することがないよう、適切な注意喚起が行われるべきであるとされた。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 588 号) |
| 評価関連の特記事項 | 成人においても、今後、銅の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。 |
| イソブタノール | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121002 号 |
| 評価結果の概要 | イソブタノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 590 号) |
| 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121003 号 |
| 評価結果の概要 | 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 591 号) |
| アカネ色素 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 6 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0618001 号 |
| 評価結果の概要 | 腎臓以外の臓器の所見等について、今後とも情報収集が必要であるが、提出された資料からは、遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素について ADI を設定できない。 (平成 16 年 7 月 2 日府食第 719 号) |
| ステアリン酸カルシウム | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 3 月 4 日付け厚生労働省発食安第 0304001 号 |
| 評価結果の概要 | ステアリン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を設定する必要はない。 (平成 16 年 7 月 29 日府食第 795 号) |
| プロパノール | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121005 号 |
| 評価結果の概要 | プロパノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 9 月 9 日府食第 929 号) |
| 亜塩素酸ナトリウム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 20 日付け厚生労働省発食安第 1020004 号 |
| 評価結果の概要 | 亜塩素酸ナトリウムの ADI を亜塩素酸イオンとして 0.029mg/kg 体重/日と設定する。 なお、ヒトへの亜塩素酸ナトリウム投与による試験データは、いずれも上記 ADI を支持するものと考えられる。 (平成 16 年 11 月 18 日府食第 1166 号) |
| イソプロパノール | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 15 日付け厚生労働省発食安第 1215002 号 |
| 評価結果の概要 | イソプロパノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 12 月 9 日府食第 1235 号) |
| 亜酸化窒素 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 20 日付け厚生労働省発食安第 1020003 号 |
| 評価結果の概要 | 亜酸化窒素を乳脂肪及び/又は植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品(ホイップクリーム缶)に添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を設定する必要はない。 なお、亜酸化窒素の薬理作用を考慮すると、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取等、本物質の過剰な摂取には注意が必要と考える。 (平成 16 年 12 月 9 日府食第 1236 号) |

| | |
|------------------------|---|
| ヒドロキシプロピルセルロース | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 8 月 16 日付け厚生労働省発食安第 0816001 号 |
| 評価結果の概要 | ヒドロキシプロピルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を設定する必要はない。 (平成 17 年 3 月 10 日府食第 258 号) |
| イソアミルアルコール | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 11 月 5 日付け厚生労働省発食安第 1105001 号 |
| 評価結果の概要 | イソアミルアルコールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 17 年 3 月 17 日府食第 289 号) |
| 2,3,5-トリメチルピラジン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 11 月 5 日付け厚生労働省発食安第 1105002 号 |
| 評価結果の概要 | 2,3,5-トリメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 17 年 3 月 17 日府食第 290 号) |
| アミルアルコール | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 11 月 5 日付け厚生労働省発食安第 1105003 号 |
| 評価結果の概要 | アミルアルコールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 17 年 3 月 17 日府食第 291 号) |

【農薬】

| | |
|------------------|---|
| E P N | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (A D I) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) E P N 0.0014 |
| エチクロゼート | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (A D I) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) エチクロゼート 0.17 |
| オキサジクロメホン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (A D I) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) オキサジクロメホン 0.0090 |
| クロルピリホス | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (A D I) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) クロルピリホス 0.01 |

| | |
|--------------------|--|
| ジクロシメット | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg/kg体重/日) ジクロシメット 0.005 |
| テブラロキシジム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg/kg体重/日) テブラロキシジム 0.05 |
| トリネキサパックエチル | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg/kg体重/日) トリネキサパックエチル 0.0059 |
| プロヒドロジャスモン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 8 月 20 日付け厚生労働省発食安第 0820001 号 |
| 評価結果の概要 | プロヒドロジャスモンの一日摂取許容量を 0.14mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 17 年 2 月 17 日府食第 162 号) |
| クロチアニジン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 5 日付け厚生労働省発食安第 1005002 号 |
| 評価結果の概要 | クロチアニジンの一日摂取許容量を 0.097mg/kg 体重/日と設定する。(平成 17 年 1 月 27 日府食第 90 号) |
| ピルリマイシン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 12 月 3 日付け厚生労働省発食安第 1203002 号 |
| 評価結果の概要 | ピルリマイシンの一日摂取許容量を 0.008mg/kg 体重/日と設定する。(平成 17 年 3 月 10 日府食第 257 号) |
| ファモキサドン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg/kg体重/日) ファモキサドン 0.012 |
| フェノキサニル | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg/kg体重/日) フェノキサニル 0.0069 |

| | |
|---------------------|--|
| フェノキサプロップエチル | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) フェノキサプロップエチル 0.0028 |
| フェントラザミド | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) フェントラザミド 0.0052 |
| フェンピロキシメート | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) フェンピロキシメート 0.0097 |
| フルアジナム | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) フルアジナム 0.01 |
| フルミオキサジン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) フルミオキサジン 0.018 |
| マレイン酸ヒドラジド | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 9 月 1 日府食第 119 号) (単位はmg / kg体重 / 日) マレイン酸ヒドラジド 0.25 |
| ノバルロン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号 |
| 評価結果の概要 | ノバルロンの一日摂取許容量を 0.011 mg / kg体重 / 日と設定する。 (平成 15 年 12 月 25 日府食第 439 号) |
| ピリダリル | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号 |
| 評価結果の概要 | ピリダリルの一日摂取許容量を 0.028 mg / kg体重 / 日と設定する。 (平成 16 年 1 月 15 日府食第 37 号) |

| | |
|-----------------|---|
| ボスカリド | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1117002 号 |
| 評価結果の概要 | ボスカリドの一日摂取許容量を 0.044mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 5 月 20 日府食 575 号) |
| エチプロール | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号 |
| 評価結果の概要 | エチプロールの一日摂取許容量を 0.005mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 7 月 22 日府食 771 号) |
| トルフェンピラド | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 12 日付け厚生労働省発食安第 0712003 号 |
| 評価結果の概要 | トルフェンピラドの一日摂取許容量を 0.0056mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 10 月 7 日府食 1028 号) |
| シアゾファミド | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 12 日付け厚生労働省発食安第 0712002 号 |
| 評価結果の概要 | シアゾファミドの一日摂取許容量を 0.17mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 11 月 4 日府食第 1111 号) |
| フェンアミドン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 2 月 3 日付け厚生労働省発食安第 0203001 号 |
| 評価結果の概要 | フェンアミドンの一日摂取許容量を 0.028mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 12 月 15 日府食第 1257 号) |
| ピフェナゼート | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 5 日付け厚生労働省発食安第 1005001 号 |
| 評価結果の概要 | ピフェナゼートの一日摂取許容量を 0.01mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 17 年 1 月 6 日府食第 9 号) |

【動物用医薬品】

| | |
|--|--|
| イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用 殺虫剤(ノックベイト) | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3008 号 平成 15 年 10 月 31 日付け厚生労働省発食安第 1031001 号 |
| 評価結果の概要 | イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 1 月 15 日府食第 36 号の 1・2) |
| 牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3306 号 平成 15 年 11 月 11 日付け厚生労働省発食安第 1111003 号 |
| 評価結果の概要 | 牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン(リスポバル)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。 (平成 16 年 2 月 26 日府食第 229 号の 1・2) |
| ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 18 日付け 15 消安第 4404 号 平成 15 年 12 月 18 日付け厚生労働省発食安第 1218001 号 |
| 評価結果の概要 | ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 |

| | |
|--|--|
| サラフロキサシン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたサラフロキサシンの A D I を $0.3 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当とし (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号) |
| ジヒドロストレプトマイシン / ストレプトマイシン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたジヒドロストレプトマイシン / ストレプトマイシンの A D I を $50 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日 (ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシンの和) と設定するとの評価の結果を妥当とした。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号) |
| ダノフロキサシン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたダノフロキサシンの A D I を $18 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当とした。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号) |
| カルバドックス | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701013 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「カルバドックス及びその代謝物であるヒドラジン、デスオキシカルバドックスは、閾値が設定できない遺伝毒性発がん物質である。」との評価結果を妥当とし、一日摂取許容量 (A D I) を設定することはできないとした。(平成 15 年 8 月 28 日府食第 68 号) |
| 鳥インフルエンザ不活化ワクチンの使用に係る肉、卵その他の食品 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 3 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0301005 号 平成 16 年 3 月 1 日付け消安第 6562 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。(平成 16 年 3 月 25 日府食第 358 号の 1・2) |
| ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤 (フェバンテル) | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 18 日付け厚生労働省発食安第 1218002 号 平成 15 年 12 月 18 日付け 15 消安第 4404 号 |
| 評価結果の概要 | フェバンテルの一日摂取許容量を $0.007\text{mg} / \text{kg}$ 体重 / 日 (フェバンテル、フェンベンダゾール、オクスフェンダゾールのグループ A D I として) と設定する。(平成 16 年 4 月 22 日府食第 492 号の 1・2) |
| 鶏伝染性気管支炎生ワクチン ("京都微研", ポールセーバー IB) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 4 月 8 日付け厚生労働省発食安第 0408001 号 平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 31 号 |
| 評価結果の概要 | 鶏伝染性気管支炎生ワクチン ("京都微研", ポールセーバー IB) が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。(平成 16 年 6 月 17 日府食第 669 号の 1・2) |

| | |
|--|---|
| 豚ポルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンボ2) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 4 月 8 日付け厚生労働省発食安第 0408002 号 平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 31 号 |
| 評価結果の概要 | 豚ポルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンボ2)が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、次の点については留意するべきであろう。 局所反応の所見から「と畜場出荷前 10 週間は注射しないこと」とするべきであること。 (平成 16 年 6 月 17 日府食第 668 号の 1・2) |
| 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 3 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0319001 号 平成 16 年 3 月 19 日付け 15 消安第 7075 号 |
| 評価結果の概要 | 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 7 月 8 日府食第 745 号の 1・2) |
| プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(プリッド テイゾー)及び(ユニプリッド)(プロゲステロン及び安息香酸エストラジオール) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 3 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0319002 号 平成 16 年 3 月 19 日付け 15 消安第 7075 号 |
| 評価結果の概要 | プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(プリッド テイゾー及びユニプリッド)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 7 月 29 日府食第 796 号の 1・2) |
| 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィン-6) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 2 日付け厚生労働省発食安第 0702001 号 平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2629 号 |
| 評価結果の概要 | 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィン-6)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 895 号の 1・2) |
| 鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET) | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 2 日付け厚生労働省発食安第 0702002 号 平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2629 号 |
| 評価結果の概要 | 鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 896 号の 1・2) |
| 塩酸ラクトパミン | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 4 月 16 日付け厚生労働省発食安第 0416006 号 |
| 評価結果の概要 | 塩酸ラクトパミンの一日摂取許容量を 0.001mg/kg 体重/日と設定する。 (平成 16 年 11 月 2 日府食第 1116 号) |

| | |
|---|--|
| 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバンド加）不活化ワクチン（リニシールド TX4、リニシールド TX4（ゲン）） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省発食安第 1001008 号 平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2629 号 |
| 評価結果の概要 | 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバンド加）不活化ワクチン（リニシールド TX4、リニシールド TX4（ゲン））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 12 月 2 日府食第 1213 号の 1・2） |
| ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省発食安第 1001010 号 平成 16 年 10 月 1 日付け 16 消安第 5280 号 |
| 評価結果の概要 | ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 12 月 2 日府食第 1211 号の 1・2） |
| ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（M バックイニエ） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省発食安第 1001009 号 平成 16 年 10 月 1 日付け 16 消安第 5280 号 |
| 評価結果の概要 | ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（M バックイニエ）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 12 月 2 日府食第 1212 号の 1・2） |
| 鳥インフルエンザ（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（ノビリス IA inac、AI（H5N2 亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 1 日付け厚生労働省発食安第 1001007 号 平成 16 年 10 月 1 日付け 16 消安第 5280 号 |
| 評価結果の概要 | 鳥インフルエンザ（油性アジュバンド加）不活化ワクチン（ノビリス IA inac、AI（H5N2 亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、国家備蓄ワクチンの評価においても指摘された次の点については引き続き留意すべきであろう。 ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。 （平成 16 年 12 月 9 日府食第 1233 号の 1・2） |
| 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用（パイセス） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 9 月 3 日付け厚生労働省発食安第 0903001 号 平成 16 年 9 月 3 日付け 16 消安第 4650 号 |
| 評価結果の概要 | プロノポール（孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用（パイセス））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 12 月 9 日府食第 1232 号の 1・2） |

| | |
|---|---|
| ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ND・IB生ワクチン「NP」） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 9 月 3 日付け 16 消安第号 4650 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン（“京都微研”ニワトリ 5 種混合オイルワクチン-C） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 9 月 3 日付け 16 消安第号 4650 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック AR4） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| パストツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（豚パストツレラトキソイド“化血研”） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| 鶏コクシジウム感染症（アセルプリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒 3 価生ワクチン（TAM） | |
| 評価要請日等 | 食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| 前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリン R・10） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| ウラジロガシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストーン 2 品目） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤（イージーブリード） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 10 月 29 日付け 16 消安第 5870 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 1 月 6 日府食第 14 号） |
| 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病 4 種混合生ワクチン） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 12 月 3 日付け 16 消安第 6970 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 2 月 10 日府食第 146 号） |

| | |
|--|--|
| 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研 BEF・IK 混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 12 月 3 日付け 16 消安第 6970 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 2 月 10 日府食第 146 号） |
| 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（IB TM 生ワクチン“化血研”） | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 12 月 3 日付け 16 消安第 6970 号 |
| 評価結果の概要 | 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成 17 年 2 月 10 日府食第 146 号） |

【器具・包装容器】

| | |
|--|---|
| 化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 25 日付け厚生労働省発食安第 1225001 号 |
| 評価結果の概要 | 化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在の PET と同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。 （平成 16 年 3 月 25 日府食第 357 号） |
| 化学分解法（ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート（BHET）に分解して再重合する方法）により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 4 月 13 日付け厚生労働省発食安第 0413001 号 |
| 評価結果の概要 | 化学分解法（ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート（BHET）に分解して再重合する方法）により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在の PET と同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。 （平成 16 年 9 月 2 日府食第 894 号） |

【ウイルス】

| | |
|------------------------------|---|
| 疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1017001 号 |
| 評価結果の概要 | ヒトへの病原性が指摘されている疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対する食品健康影響（リスク）は否定できない。 ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病については、現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえないことから、それら疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対する食品健康影響（リスク）は否定できない。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 44 号） |

【プリオン】

| | |
|--|--|
| 伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701020 号 |
| 評価結果の概要 | <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会においてとりまとめられた「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との評価結果を妥当とした。</p> <p>また、この評価結果に基づき、特定危険部位に相当する対応を講じるとともに、科学的知見の収集に努め、それらの知見に基づき食品健康影響評価について適宜見直しを行うことが必要とした。(平成 15 年 9 月 11 日府食第 101 号)</p> |
| アルカリ処理をした液状の肉骨粉等 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 25 日付け 15 消安第 1154 号 |
| 評価結果の概要 | <p>肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料を利用することについての食品健康影響評価については無視できる程度であるとする。</p> <p>肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液以外の肉骨粉を原料としてアルカリ処理された今後製造される液状肥料については、原料の処理方法、アルカリ処理の管理方法等に不明な点があることから、現時点で肥料として利用することについて食品健康影響評価を行うことは困難であり、こうした点が明らかになった時点で改めて食品健康影響評価を行うことが適当である。</p> <p>なお、肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理され、製造された液状肥料については、その使用にあたって誤用・流用されることがないように適切な管理の徹底を図るべきであるとした。</p> <p>(平成 15 年 11 月 14 日府食第 269 号)</p> |
| 牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3366 号 |
| 評価結果の概要 | <p>厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に対して厚生労働大臣に通知した「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果と同一である。</p> <p>また、本件評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であるとする。</p> <p>なお、科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき、本件食品健康影響評価について適宜見直しを行っていくことが必要であるとする。</p> <p>(平成 15 年 11 月 21 日府食第 322 号)</p> |
| BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3007 号 |
| 評価結果の概要 | <p>現在の知見では、牛受精卵によって BSE が伝達されるという科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精卵による BSE のヒトへの食品健康影響については無視できると考える。</p> <p>(平成 16 年 1 月 15 日府食第 43 号)</p> |

| 豚由来たん白質等の飼料利用 | |
|-------------------|--|
| 評価要請日等 評価結果の概要 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3367 号 現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考える。 豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。 馬については、現時点において、BSE の感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については評価することはできない。 (平成 16 年 6 月 24 日府食第 696 号) |
| 評価関連の特記事項 | 農林水産省が行う管理方法が定まった際は、食品安全委員会に報告する。 |

【かび毒・自然毒等】

| パツリン | |
|----------------------------|--|
| 評価要請日等 評価結果の概要 | 平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701014 号 薬事・食品衛生審議会において行われたパツリンの P T D I (暫定耐容一日摂取量) を $0.4 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価結果を妥当とした。(平成 15 年 7 月 24 日府食第 27 号) |
| シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 | |
| 評価要請日等 評価結果の概要 | 平成 16 年 3 月 24 日付け厚生労働省発食安第 0324001 号 シンフィツム(いわゆるコンフリー)が原因と考えられるヒトの肝静脈閉鎖性疾患等の健康被害例が海外において多数報告されており、特に幼児についてはより感受性が高いとの報告がある。しかし、コンフリーを食することによるリスクの程度について定量的に評価するための情報は現時点で不十分である。ただし、豪州・ニュージーランドにおいてはコンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドについて暫定的耐容摂取量($1 \mu\text{g} / \text{kgbw} / \text{day}$) が設定されている。 日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることが確認されており、これらの健康食品等を摂取することによって健康被害が生じるおそれがあると考えられる。 また、日本においてコンフリーが家庭菜園等で栽培されているとの情報もあり、栽培または自生しているコンフリーを摂取することによる健康被害が生じる可能性も否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂取することのリスクについて注意喚起するなどの適切なリスク管理措置を講じるべきであると考えられる。 さらに、コンフリー以外のピロリジジナルカロイドを含む食品については、日本において一般的に大量または長期的に摂取する実態はないものと考えられ、これらの食品を摂取することによるリスクはコンフリーに比べて低いと推測されるが、引き続き摂取実態及びピロリジジナルカロイド含有等の関連情報の収集に努め、それらによって得られた知見に基づき適宜食品健康影響評価を行っていくことが適切である。 (平成 16 年 6 月 17 日府食第 667 号) |

【遺伝子組換え食品等】

| | |
|--|--|
| トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0801001 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号) |
| MON810 (鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ) と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号) |
| LLCotton25 (除草剤耐性ワタ) | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性の評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 638 号) |
| 鞘翅目 (コウチュウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目 (チョウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 8 月 12 日付け厚生労働省発食安第 0812001 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 9 日府食第 917 号) |
| ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3368 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 9 日府食第 917 号) |
| PLA2 (ホスホリパーゼ A2) | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号 |
| 評価結果の概要 | 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の評価対象ではないと判断した。 (平成 16 年 12 月 2 日府食第 174 号) |

【新開発食品】

| | |
|----------------------|--|
| ファイバー食パン 爽快健美 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたファイバー食パン爽快健美についての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号) |
| 豆鼓 つぶタイプ | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われた豆鼓つぶタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号) |
| ヘルシーコレステ | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたヘルシーコレステについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号) |

| | |
|---------------------------------|--|
| エコナマヨネーズタイプ | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号 |
| 評価結果の概要 | 薬事・食品衛生審議会において行われたエコナマヨネーズタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当とした。 なお、「エコナマヨネーズタイプ」に使用されているジアシルグリセロールに係る二段階試験については、結果がわかり次第、当委員会にも報告を求めた。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号) |
| ブレティオ | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号) |
| マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号) |
| 健康博士 ギャバ | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号) |
| LC1 ヨーグルト | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号) |
| グリコ ヨーグルト GCL1001 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号) |
| サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ) | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 29 日付け厚生労働省発食安第 0829001 号 |
| 評価結果の概要 | 現在得られている知見・情報から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末(これを錠剤にしたものを含む)の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。 なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質の特定のための調査・分析を進めることが重要であると考え。 (平成 15 年 9 月 4 日府食第 83 号) |
| オリゴメイト S-HP | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 8 日府食第 440 号) |

| | |
|-------------------------------------|---|
| リセッタ 健康ソフト | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 なお、一過性の下痢等の症状が報告されていたこと、また、糖尿病患者等が本食品を大量かつ断続的に摂取した場合の安全性についての懸念を否定できないことから、治療を受けている者が摂取する場合は医師に相談するといったような適切な注意喚起等の措置を講じることが必要である。 (平成 16 年 4 月 8 日府食第 440 号) |
| ピュアセレクトサラリア | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 8 日府食第 440 号) |
| チチヤス低糖ヨーグルト | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| クエーカーオートミール | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| ブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| リポスルー | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号) |
| ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 637 号) |

| | |
|--|--|
| 毎日海菜 海苔ペプチド | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 637 号) |
| キュービーコントロール | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 637 号) |
| キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 24 日府食第 682 号) |
| 健康道場 おいしい青汁 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 16 日府食第 918 号) |
| ゴマペプ茶 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 16 日府食第 918 号) |
| ヒアロモイスター S | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成 16 年 10 月 14 日府食第 1035 号) |
| タケダ健茶園 TACC 茶 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 10 月 14 日府食第 1035 号) |
| DHA 入りリサーラソーゼージ | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 5 月 28 日付け厚生労働省発食安第 0528002 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 11 月 18 日府食第 1144 号) |
| キュービー 骨育 カルシウム&ビタミン K₂ | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 5 月 28 日付け厚生労働省発食安第 0528002 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品には「ビタミン K ₂ は血液凝固能を有するので抗凝固剤を服用している方やビタミン K の豊富な食品(納豆など)の摂取を控えるように指示されている方は医師等にご相談ください」との内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成 16 年 11 月 18 日府食第 1144 号) |

【肥料・飼料等】

| | |
|---------------------------|---|
| アスタキサンチン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 25 日付け厚生労働省安第 0825002 号 平成 15 年 8 月 25 日付け消安第 1321 号 |
| 評価結果の概要 | アスタキサンチンの 1 日許容摂取量を設定しない。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 281 号の 1・2) |
| カンタキサンチン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 25 日付け厚生労働省発食安第 0825002 号 平成 15 年 8 月 25 日付け消安第 1321 号 |
| 評価結果の概要 | カンタキサンチンの一日許容摂取量を 0.025 mg / kg 体重 / 日と設定する。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 281 号の 1・2) |
| 焼成りん肥 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号) |
| 混合汚泥複合肥料 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号) |
| 熔成汚泥灰複合肥料 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号) |
| 混合汚泥複合肥料 | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号) |
| 鉱さいりん酸肥料 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 16 日付け 16 消安第 3230 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 10 月 21 日府食第 1066 号) |
| 腐食酸りん肥 | |
| 評価要請日等 | 平成 16 年 7 月 16 日付け 16 消安第 3230 号 |
| 評価結果の概要 | 適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 10 月 21 日府食第 1066 号) |
| アスタキサンチン及びカンタキサンチン | |
| 評価要請日等 | 平成 15 年 8 月 25 日付け厚生労働省安第 0825002 号 平成 15 年 8 月 25 日付け消安第 1321 号 |
| 評価結果の概要 | 1 . アスタキサンチンの一日許容摂取量を設定しない。 2 . カンタキサンチンの一日許容摂取量を 0.025 mg / kg 体重 / 日と設定する。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 281 号の 1・2) |